

議案第 号

宝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年）2月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宝塚市消防団員等公務災害補償条例（令和2年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議案第 号

宝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市消防団員等公務災害補償条例(令和2年条例第33号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

# 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

(令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布)

## 改正の趣旨

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(現行500人超→100人超→50人超)。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

### 2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和2年度額)に引き上げる。)

### 3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間拡大する。

### 4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】

- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。  
※ 企業型DC:厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC(iDeCo):公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

### 5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
- ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体の年数は政令で規定)
- ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
- ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

## 施行期日

令和4(2022)年4月1日(ただし、1①は令和4(2022)年10月1日・令和6(2024)年10月1日、1②・③は令和4(2022)年10月1日、4①は令和4(2022)年4月1日・同年5月1日等、4②は公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日・令和4(2022)年10月1日等、5②・③は令和3(2021)年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3(2021)年3月1日 等)

## 5. ⑧年金担保貸付事業等の廃止

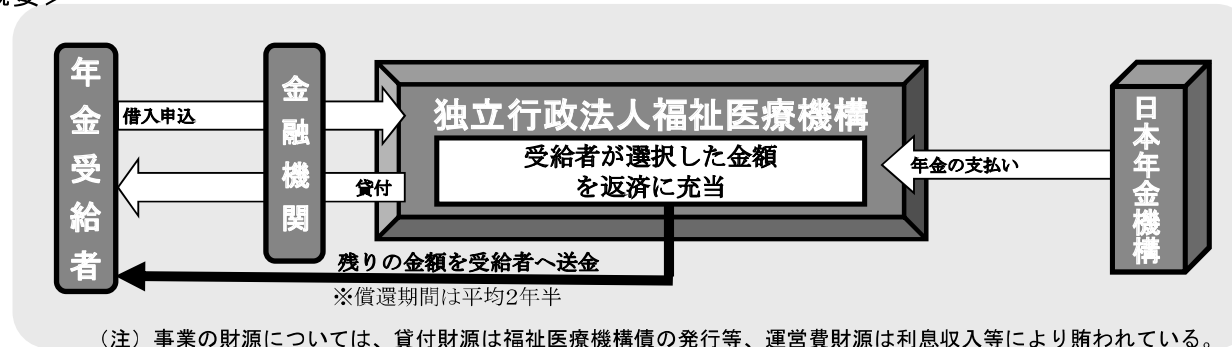
### 【見直しの趣旨】

- 年金担保貸付事業は、年金生活者の一時的な資金需要に対して、年金受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う事業。
- 老後の生活を支える年金の受給権保護の観点から、閣議決定により事業の廃止が決定され(※)、令和3年度末に新規貸付の申込受付を終了するため、必要な法制上の措置を講じる。  
 ※ 生活費に充てられるべき年金が返済に充てられて利用者の困窮化を招くこと等の指摘を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)により、年金担保貸付事業の廃止が決定。

### 【見直し内容】(令和4(2022)年4月施行)

- 年金担保貸付事業の廃止のために必要な法制上の措置を講じる。(労災年金担保貸付事業及び株式会社日本政策金融公庫等が行う恩給担保貸付事業のうち公務員共済系・公務員災害補償系についても同様に廃止)
- 残債権の管理・回収業務は、独立行政法人福祉医療機構が継続して実施する。

#### <年金担保貸付事業の概要>



#### <これまでの経緯>

- 平成22年の閣議決定の後、2度の貸付条件の変更 (平成23年12月及び平成26年12月) 等を実施し、段階的に事業規模を縮小。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
貸付実行額	1,792億円	1,459億円	1,236億円	1,157億円	921億円	560億円	495億円	385億円	377億円
前年比	-	▲333億円	▲223億円	▲79億円	▲236億円	▲361億円	▲65億円	▲110億円	▲8億円

- 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において、年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要とされた(平成29年12月15日部会報告)。  
 こうしたことも踏まえて、平成30年の生活困窮者自立支援法改正により、家計改善支援事業の実施の努力義務化等が行われた。
- 独立行政法人福祉医療機構中期目標(平成30年2月28日厚生労働大臣指示)に基づき、円滑な事業廃止に必要な周知期間等を勘案して、令和3年度末の新規貸付の申込受付の終了が決定された。